

どんなときも WiFi
WiMAX5G スマートプラン
サービス契約約款

令和6年2月27日版



第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社グッド・ラック(以下「当社」といいます)は、このどんなときもWiFi WiMAXプランサービス契約約款(以下「この約款」といいます)によりどんなときもWiFi サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。また、この約款における「どんなときもWiFi」とは、どんなときもWiFiのWiMAXサービスを提供するプラン各種をさします。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法第548条の4の規定により、一般の利益に適合するときや、契約をした目的に反せず、かつ、合理的と認められる範囲で本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合は、個別の通知及び説明に代え、当社のホームページに掲示する又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備

5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、どんなときも WiFi サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX 2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
10 5G 基地局設備	無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備
11 CDMA 基地局設備	無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4及び第49条の6の5に定める条件に適合する無線基地局設備
12 LTE 基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備
13 Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備
14 WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
15 Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
16 WiMAX 2+回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いて WiMAX 2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
17 LTE 回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いて LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
18 Wi-Fi 回線	Wi-Fi 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
19 認証情報	本サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
20 SIM カード	電話番号その他の情報を記憶して WiMAX 2+機器に装着して使用する IC カードであって、本サービスの提供のために当社が契約者に貸与するもの（UIM カードを含みます。）
21 契約開始日	「お申込内容のお知らせ」に記載されたご契約開始日となり、本サービスの提供開始日は、当社より本機器を出荷した日を契約開始日及び課金開始日とします

22 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
23 WiMAX サービス	UQ コミュニケーションズ(株)の WiMAX 基地局設備を用いて当社の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
24 提携事業者	KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
25 セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
26 グローバル IP アドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる IP アドレス
27 プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス
28 CDMA 通信	CDMA 回線により行われる通信
29 WiMAX 2+通信	WiMAX 2+回線により行われる通信
30 5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
31 LTE 通信	LTE 回線により行われる通信
32 スタンダードモード	所定のWEBサイト(https://www.uqwimax.jp/wimax/area/)に掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるWiMAX 2+通信、5G通信及びLTE通信を利用可能とする特定データ通信機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
33 プラスエリアモード	所定のWEBサイト(https://www.uqwimax.jp/wimax/area/)に掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるWiMAX 2+通信、5G通信及びLTE通信を利用可能とする特定データ通信機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
34 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
35 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

36 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

第2章 どんなときもWiFiサービスの種類

（本サービスの種類）

第5条 当社より本サービスの提供を受けることを希望される場合は、当社と会員契約を締結する必要があります。会員契約は定期契約に限られます。なお、通信サービスの内容は以下のとおりとします。

サービスの種類	内容
WiMAX +5G サービス	当社が無線基地局設備とどんなときもWiFi契約者が指定する無線機器（5G通信を行うことができるものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するWiMAXサービス
WiMAX 2+サービス	WiMAX+5G サービス以外のWiMAX サービス

※どんなときもWiFiサービスは仮想移動電気通信サービスになります。

（どんなときもWiFiサービスの通信モード）

第6条 どんなときもWiFiサービス契約者は、どんなときもWiFiサービスの種類に応じて、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右覧に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を選択することができます。

どんなときもWiFiサービスの種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX +5G サービス	スタンダードモード	所定のWEBサイト (https://www.uqwimax.jp/wimax/area/)に掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるWiMAX 2+通信、5G通信及びLTE通信
	プラスエリアモード	所定のWEBサイト (https://www.uqwimax.jp/wimax/area/)に掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるWiMAX 2+通信、5G通信及びLTE通信

第3章 会員契約

（会員契約の単位）

第7条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合

は、どんなときもWiFi契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第8条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのどんなときもWiFiサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。ただし、Webエントリー（当社所定のWebサイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。）により利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。また、当社の電話による料金契約確認を行った場合はその限りではありません。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第9条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2. 当社が、会員契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により会員契約の申込みを受け付けた日とします。

3. 当社は、本条1項および2項の規定にかかわらず、以下の場合には、その会員契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)第8条（会員契約申込みの方法）に基づき申込まれた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2)当社が提出を求める書類を提出しない等、第8条（会員契約申込みの方法）に定める方法に従わないとき。

(3)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4)会員契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(5)第72条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6)会員契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された会員契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(7)会員契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。

(8)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4. 当社は、前項の規定により、会員契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(契約開始日および契約期間)

第10条 本サービスの契約開始日は、当社所定の申込書に記載されている開通希望日（以下、「開通希望日」といいます。）とします。ただし、開通希望日より前に契約者が初回通信を実施した場合は、初回通信を実施した日をサービス契約開始日とします。

2. 本サービスの契約期間はなく、会員契約解除の際、契約解除手数料は発生いたしません。
3. 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社ホームページに定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合は、毎月 25 日までにマイページから申請いただくか、当社に電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月 26 日以降にマイページからの申請もしくは当社に電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に利用契約の解除があったものとします。ただし、25 日が当社の非営業日であった場合、26 日中に電話にて通知のあったものについては、当該通知のあった月の末日に利用契約の解除があったものとします。

(契約者回線の追加)

第 11 条 どんなときも WiFi 契約者は、新たに契約者回線 (Wi-Fi 回線を除きます。) の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(どんなときも WiFi 契約者の氏名等の変更の届出)

第 12 条 どんなときも WiFi 契約者は、契約者連絡先 (氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。) に変更があったときは、そのことを速やかにどんなときも WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に電話または契約者専用サイトより届け出るものとします。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 どんなときも WiFi 契約者は、第 1 項の届出を怠ったことにより、当社または当社提携の債権回収会社はそのどんなときも WiFi 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにそのどんなときも WiFi 契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

4 どんなときも WiFi 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社または債権回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前 2 項の場合において、当社または債権回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、当社の故意又は過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりどんなときも WiFi 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 13 条 どんなときも WiFi 契約者が会員契約に基づいてどんなときも WiFi サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(どんなときも WiFi 契約者の地位の承継)

第 14 条 相続又は法人の合併若しくは分割によりどんなときも WiFi 契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人

又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのどんなときもWiFiサービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 どんなときもWiFi契約者は、第1項の届出を怠った場合は、第12条(どんなときもWiFi契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(どんなときもWiFi契約者が行う会員契約の解除)

第15条 どんなときもWiFi契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社ホームページに定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合は、毎月25日までに当社に電話または契約者専用サイトより通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月26日以降に当社に電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に利用契約に解除があったものとします。ただし、25日が当社の非営業日であった場合、26日中に電話にて通知のあったものについては、当該通知のあった月の末日に利用契約の解除があったものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第16条 当社は、第46条(利用停止)の規定によりどんなときもWiFiサービスの利用を停止されたどんなときもWiFi契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、どんなときもWiFi契約者が第46条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、どんなときもWiFiサービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、どんなときもWiFi契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、停止処理を一度でも行ったことがあるどんなときもWiFi契約者の場合、通知することなく利用契約の解除をすることができます。

(会員契約の終了)

第17条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

(初期契約解除制度)

第18条 個人名義にてご契約いただいた通信サービスの契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、マイページからの申請または書面により本契約の解除を行うことができます。法人名義は対象外となります。この効力はマイページからの申請がなされたとき、または書面が当社へ発送されたとき生じます。

また、書面申告の場合はどんなときも WiFi 契約者用意の紙面または当社指定のフォーマットに必要事項を記載いただき、端末一式に同梱の上、契約書面を受領した日から起算して 8 日以内にヤマト運輸の「デジタル返品・発送サービス」をご利用いただき、ご発送ください。フォーマットについては【初期契約解除申請書】をご利用下さい。

【端末の返送方法】

ヤマト運輸の「デジタル返品・発送サービス」でのご返却となります。

端末返却のご申請が必要となります。下記 URL よりご申請お願いいたします。

<https://www.return-portal.co.jp/DONNATOKIMOWIFI>

※1 ヤマト運輸の「デジタル返品・発送サービス」をご利用の上、8 日以内に発送下さい。

※2 「IMEI（製造番号）」には端末の底面に記載されています、15 桁の番号をご入力下さい。

※3 「返却理由」には、下記項目からあてはまるものをお選びください。

- ・初期契約解除
- ・初期不良
- ・故障
- ・レンタルプランの端末

※4 端末返送時の送料は受取人負担をご指定ください。

2 この場合、どんなときも WiFi 契約者はどんなときも WiFi 通信サービスに関して①損害賠償もしくは契約解除手数料その他金銭等を請求されることはありません。②契約事務手数料は請求されます。当該請求に係る額は、交付された契約書面に記載した額となります。また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）をどんなときも WiFi 契約者に返還します。

3 オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解除されます。同時に端末を購入の場合は、初期契約解除時には、購入した端末の返却が必要となります。

4 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりどんなときも WiFi 契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合は、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、マイページからの申請により本契約を解除することが出来ます。（書面送付により申請いただくことも可能です。）

5 初期契約解除制度を利用する際は、付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。当該契約に基づき当社が引き渡した端末機器（本体/SIM カード/USB ケーブル/保証書/個装箱。以下「対象機器」といいます。）を原状に復した上で、契約書面受領日から起算して 8 日以内（以下「返還期日」といいます。）に、ヤマト運輸の「デジタル返品・発送サービス」をご利用いただき、ご発送ください。この場合、その返還に要する費用は、当社が負担するものとします。

なお、返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して 90 日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

返還期日を経過してもなお「対象機器」の返還を当社が確認できていない場合は、当社は契約者に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、契約者は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、契約者が負担するものとします。

機器	損害金（不課税）
端末と SIM カード	27,720 円（不課税）
USB ケーブル	1,000 円（不課税）
その他備品（外箱・操作ガイド）	500 円（不課税）
AC アダプタ（ホームルーターの場合のみ）	2,000 円（不課税）
Ethernet ケーブル（ホームルーター 5G L11 L13）	1,000 円（不課税）

6 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより どんなときも WiFi 契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、マイページからの申請または書面送付により本契約を解除することができます。

7 初期契約解除が成立した場合も、事務手数料 税抜 3,000 円（税込 3,300 円）は契約者が負担するものとし、当社は返金しないものとします。

8 いかなる場合であっても申請・返送期限を過ぎた場合は本制度対象外となります。

9 法人名義でのご契約は、初期契約解除の対象外です。

10 書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であっても、契約者からの申し出により、初期契約解除ではなく通常解約（契約解除手数料が発生します）で受け付けることは可能です。ただし、一度何れかの手段によって契約解除を申し受けた場合は、事後的な変更はできないものとします。お手続きのお間違えにご注意ください。

（更新月の通知）

第 19 条 当社は、どんなときも WiFi 契約者に対し、事前の更新月通知を行います。通知方法は、届出のメールアドレス宛にメールにて通知します。

2 どんなときも WiFi 契約者が、前項の通知に必要な契約者情報の届出を怠ったことにより、契約者連絡先に宛てた通知が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのどんなときも WiFi 契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

3 どんなときも WiFi 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて通知した場合についても、前項と同様とします。

4 前 2 項の場合において、当社は、その通知に起因して発生した損害について、当社の故意又は過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりどんなときも WiFi 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第4章 料金契約

(料金契約の単位)

第20条 当社は、1の申込みごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第21条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのどんなときもWiFiサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。ただし、Webエントリーにより利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。ただし当社の電話による料金契約確認を行った場合はその限りではありません。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

(料金契約申込みの承諾)

第22条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第9条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(どんなときもWiFiサービスの利用の一時中断)

第23条 当社は、どんなときもWiFi契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るどんなときもWiFiサービスの利用の一時中断(その請求のあったどんなときもWiFiサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第24条 どんなときもWiFi契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(どんなときもWiFi契約者が行う料金契約の解除)

第25条 どんなときもWiFi契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのどんなときもWiFiサービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第26条 当社は、第46条（利用停止）の規定によりどんなときもWiFiサービスの利用を停止されたどんなときもWiFi契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、どんなときもWiFi契約者が第46条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、どんなときもWiFiサービスの利用停止をしないでその料

金契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、どんなときも WiFi 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめどんなときも WiFi 契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第27条 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

2 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日（利用開始登録を行ったことがない都度料金契約にあっては、その都度料金契約の申込みを承諾した日とします。）の翌日から起算して90日間が経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。

第5章 オプション機能

(オプション機能の申込)

第28条 当社は、どんなときも WiFi 契約者から請求があったときは、別表または別紙に規定するオプション機能を提供します。この場合において、どんなときも WiFi 契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

(どんなときも WiFi サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第29条 当社は、どんなときも WiFi サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(都度料金契約に係るオプション機能の取扱い)

第30条 どんなときも WiFi 契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めによります。

第6章 無線機器の利用

第1節 端末機器・UIMカードの販売・貸与等

(UIMカードの貸与)

第31条 当社は、どんなときも WiFi サービスの提供に際して、どんなときも WiFi 契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与する UIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する UIM

カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを どんなときも WiFi 契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第 32 条 当社は、UIM カードを貸与する場合には、その UIM カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

2 当社は、その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを 含みます。)の場合であって、その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものでないときは、前項に基づき登録する電話番号は、電気通信番号 規則 (令和元年総務省令第 4 号。)別表第 3 号に定める電気通信番号 (以下「M 2M等専用番号」といいます。) とします。

(UIM カードの情報消去及び破棄)

第 33 条 どんなときも WiFi 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってその UIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。ただし、どんなときも WiFi 契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へその UIM カードを返却していただきます

(UIM カードの管理責任)

第 34 条 どんなときも WiFi 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 どんなときも WiFi 契約者は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、どんなときも WiFi 契約者以外の者が UIM カードを利用した場合であっても、その UIM カードの貸与を受けている どんなときも WiFi 契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(UIM カード暗証番号)

第 35 条 どんなときも WiFi 契約者は、当社が別に定める方法により、UIM カードに UIM カード暗証番号(その UIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からその UIM カードの貸与を受けている どんなときも WiFi 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その どんなときも WiFi 契約者が登録を行ったものとみなします。

2 どんなときも WiFi 契約者は、UIM カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

(端末機器の貸与)

第 36 条 端末機器を貸与 (レンタル) するときにおいて契約の解除を行う場合には、レンタル端末 (SIM カード含む) の返却が必要です。なお、解除後のレンタル端末一式は、解除月の翌月 7 日必着にてヤマト運輸の「デジタル返品・発送サービス」をご利用いただき当社へ返却することとし、返却期限までに返却がない場合や、返却時に破損・故障が見

られる場合、SIM カード・バッテリーが欠品している場合など、端末機器が通信を行える状態ではなかった場合（その他事由の如何を問わずその端末を用いて通信を行うことができなくなっている状態）は、機器損害金を当社に支払うものとします。

※返却時の送料は弊社負担となります。

第 2 節 無線機器の接続等

（無線機器の接続）

第 37 条 どんなときも WiFi 契約者は、契約者回線に無線機器（当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 どんなときも WiFi 契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。

6 どんなときも WiFi 契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第 3 節 無線機器の接続等

（無線機器に異常がある場合等の検査）

第 38 条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、どんなときも WiFi 契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、どんなときも WiFi 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 どんなときも WiFi 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第 39 条 どんなときも WiFi 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電

波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、どんなときも WiFi 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 どんなときも WiFi 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波法に基づく検査）

第 40 条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします

第 7 章 通信

（インターネット接続サービスの利用）

第 41 条 どんなときも WiFi 契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下「インターネット接続サービス」といいます。）を利用することができます。

2. 当社は、当社の故意又は過失による場合を除いて、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

（通信の条件）

第 42 条 当社は、どんなときも WiFi サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 どんなときも WiFi サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 どんなときも WiFi サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 どんなときも WiFi 契約者は、1 の料金契約において、同時に 2 以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 どんなときも WiFi 契約者は、1 の料金契約において、同時に 2 以上の Wi-Fi 機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定め

がある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、どんなときも WiFi サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において当社は、当社の故意又は過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

8 無線機器に使用される IP アドレスには、プライベート IP アドレスとグローバル IP アドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

(通信利用の制限等)

第 43 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、以下の措置を執ることがあります。

(1) 以下に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

期間名	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
-----	---

(特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置)

第 44 条 前条の規定による場合のほか、当社は、以下の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若

しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の本サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) 契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。

(5) 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかつたものを含みます。また、他の本契約者等が同じ本機器を用いて当月内に行った通信の情報量を合算したものとします。)が、プラスエリアモード利用時において32,212,254,720バイト(30ギガバイト)(スタンダードモード利用時は総量速度規制データ量の対象外とします。)を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い(以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

2. 当社は、前2条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断して、電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合に、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

3. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

4. 当社および提携事業者は、どんなときもWiFi契約者が本条の2ならびに3の禁止事項に該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、どんなときもWiFi契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。

第8章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第45条 当社は、以下の場合において、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守および工事上やむを得ないとき。

(2) 第43条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをどんなときもWiFi契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第 46 条 当社は、どんなときも WiFi 契約者が以下のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1)債権回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を債権回収会社から受けたとき。

(2)当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(3)どんなときも WiFi サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実反する記載を行ったことが判明したとき。

(4)第 12 条(どんなときも WiFi 契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実反することが判明したとき。

(5)本サービス契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金その他の債務又は どんなときも WiFi 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(6)どんなときも WiFi 契約者がそのどんなときも WiFi サービス又は当社と契約を締結している他の当社提供サービスの利用において第 72 条(契約者の義務)の規定に違反したとき当社が認めたとき。

(7)第 38 条(無線機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(8)第 39 条(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第 40 条(無線機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

(9)第 64 条(保証金)に規定する保証金を預け入れないとき。

(10)第 71 条(無線事業における利用の禁止)の規定に違反したとき。

(11)料金の支払の為の情報(口座振替情報、クレジットカード情報、本人確認書類、および支払手続きに必要な書類一式)が不足している場合、申込み日、又は不備の事実を当社が確認した日から起算して 10 日以上経過したとき。当社は契約者に通知することなく利用停止を行えるものとする。

2 当社は、前項の規定により どんなときも WiFi サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその どんなときも WiFi 契約者に通知します。ただし、前項第 6 号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 9 章 料金等

(料金)

第 47 条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、パケット通信料、プラスエリアモードオプション料、電話リレーサービス料、契約解除手数料、ユニバーサルサービス料および手続きに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。

(基本利用料の支払義務)

第 48 条 どんなときも WiFi 契約者は、契約開始日から起算して会員契約の解除があった日までの期間（契約開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表に規定する基本利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断および利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料および一時金（以下、総じて「利用料金」といいます。）に係るものの支払いは、以下によります。

(1) 第 23 条（どんなときも WiFi サービスの利用の一時中断）の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 第 46 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、どんなときも WiFi 契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払いを要します。

区別	どんなときも WiFi 契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。
支払いを要しない料金	上記の事象を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

4 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(基本料金の日割り)

第 49 条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) その契約開始日が料金月の起算日以外の日であったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(3) 第 48 条（基本利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。

(4) 第 53 条（料金の計算方法）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第 1 号から第 3 号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 48 条（基本利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第 1 項第 4 号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(プラスエリアモードオプション料等の支払義務)

第 50 条 どんなときも WiFi 契約者は、プラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第 1-2 (3) (プラスエリアモードオプション料等) に規定するプラスエリアモードオプション料の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 51 条 どんなときも WiFi 契約者は、料金表第 1-2 (1) 基本利用料に規定する料金の支払いを要します。

2. 当社は、通常料金契約ごとの月額にユニバーサルサービス料を含めてご請求します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第 52 条 どんなときも WiFi 契約者は、料金表第 1-2 (1) 基本利用料に規定する料金の支払いを要します。

2. 当社は、通常料金契約ごとの月額に電話リレーサービス料を含めてご請求します。

(料金の計算方法)

第 53 条 当社は、どんなときも WiFi 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス負担金は、料金月に従って計算するものとします。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により行います。ただし、料金を日割りする場合には、料金表に規定する税込額に代えて、同表の税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

(料金等の支払い)

第 54 条 本サービス契約者の利用契約に係る料金等の支払い方法はクレジットカード払い及び口座振替等によるものとします。

2 料金の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合は、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。口座振替による場合は、ご利用月の 27 日(金融機関が休業の場合は、翌営業日)が振替日となっております。

3 本サービス契約者は、本サービス契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

4 領収書は支払方法によって異なります。下記領収証が正式な領収書となります。

(1) クレジットカードでお支払いの場合、カード会社発行のご利用代金明細書

(2)代金引換でお支払いの場合、配送会社からの送り状の控え

(3)代金振込みの場合、お振込みの際の払込領収書

(4)口座振替の場合、引落額等が印字された通帳

5 当社及び債権回収会社は、どんなときも WiFi 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

6 料金未納により当社口座へ直接ご入金される際、契約者の特定ができない場合は、契約者の特定ができた日付をご入金日とさせていただきます。

(割増金)

第 55 条 どんなときも WiFi 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(債権の買い戻し)

第 56 条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、債権回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社および債権回収会社は、どんなときも WiFi 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金等の請求)

第 57 条 当社及び債権回収会社は、当社又は債権回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行は行いません。

(料金の一括後払い)

第 58 条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、どんなときも WiFi 契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 59 条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(督促手数料の支払義務)

第 60 条 どんなときも WiFi 契約者は、当社又は債権回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第 3 に規定する請求書の発行に伴う督促手数料の支払いを要します。

(期限の利益喪失)

第 61 条 以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、どんなときも WiFi 契約

者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) どんなどきも WiFi 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) どんなどきも WiFi 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。

(3) どんなどきも WiFi 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) どんなどきも WiFi 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申し立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) どんなどきも WiFi 契約者の所在が不明であるとき。

(6) どんなどきも WiFi 契約者が保証金を預け入れないとき。

(7) その他どんなどきも WiFi 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 どんなどきも WiFi 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

3 どんなどきも WiFi 契約者は、本条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、当社はこの約款に基づく料金その他の債務の全てについて債権回収会社を通じて請求することがあること、並びに、どんなどきも WiFi 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各債権回収会社に提供することをあらかじめ同意するものとします。

(延滞利息)

第 62 条 どんなどきも WiFi 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 3%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(料金の再請求)

第 63 条 当社は、どんなどきも WiFi 契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用はどんなどきも WiFi 契約者の負担とさせていただきます。

(保証金)

第 64 条 本サービス 契約者は、次の場合には、どんなどきも WiFi サービスの利用に先立って保証金を預け入れていただくことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第 46 条(利用停止)第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

- 2 保証金の額は、当社が別に定める額とします。
- 3 保証金については、無利息とします。
- 4 当社は、その会員契約の解除等、保証金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る保証金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、保証金を返還する場合に、どんなときも WiFi 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(買い戻しによる保証金の充当)

第 65 条 当社は、債権回収会社が請求した料金その他の債務について、どんなときも WiFi 契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、そのどんなときも WiFi 契約者が当社に保証金を預け入れているときは、その債権（その額が保証金よりも大きいときは、保証金と同額分とします。）を債権回収会社から買い戻し、その額に保証金を充当することがあります。

第 10 章 料金の減額

(責任の制限)

第 66 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、そのどんなときも WiFi 契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、どんなときも WiFi 契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、どんなときも WiFi 契約者はその権利を失うものとします。また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る以下の料金の合計額に限り減額請求に応じます。

(1) 料金表第 1-2 (1) 基本利用料、第 2 (契約解除手数料) および第 3 (手続きに関する料金) に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第 67 条 当社は、通信設備の網羅状況等から利用地域における提供状況が通信回線それぞれ相対的に異なることを前提に、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通

信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた際に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備等の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担致しかねます。ただし、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等を行わなければならないときは、当社は、その変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

3 当社は、どんなときも WiFi 契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、当社の故意又は過失による場合を除いて、一切責任を負わないものとします。

第 11 章 付随サービス

（請求書の発行）

第 68 条 当社は、どんなときも WiFi 契約者の支払方法や支払状況によって書面により請求書を発行する場合があります。請求書は、通常料金契約に基づきどんなときも WiFi 契約者が支払いを要する額を記載したものに限り、ただし、そのどんなときも WiFi 契約者が通常料金契約を締結していない場合は、この限りではありません。

2 どんなときも WiFi 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 に規定する請求書の発行に伴う督促手数料の支払いを要します。

（利用明細書の発行）

第 69 条 本サービスにおける利用料金を、どんなときも WiFi 契約者専用サイトより確認できます。

2 当社では、書面による利用明細書の発行は行いません。

第 12 章 雑則

（承諾の限界）

第 70 条 当社は、どんなときも WiFi 契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をそのどんなときも WiFi 契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（無線事業における利用の禁止）

第 71 条 どんなときも WiFi 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）

の用に供してはならないものとします。

(契約者の義務)

第72条 どんなどきもWiFi契約者は、以下のことを遵守しなければなりません。

(1)無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2)故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3)当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4)他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でどんなどきもWiFiサービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5)位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 どんなどきもWiFi契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(契約者の情報発信に対する法的措置)

第73条 本契約者は、営利目的のため、自ら又は第三者をして、アフィリエイト記事、ブログ記事、SNS、Google ビジネスプロフィール、動画、有料広告を含むWeb上で、下記の内容を含む情報発信を行わないものとします。

(1)景品表示法その他の法令に違反する表記

(2)当社(当社グループ会社を含む。以下本条において同じ。)又は当社商品(サービスを含む。以下本条において同じ)に関する虚偽の事実

(3)他社又は他社商品(サービスを含む。以下本条において同じ)に関する虚偽の事実

(4)不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、事実の摘示又は意見論評により、当社又は当社商品に関する否定的な評価を行うこと

(5)不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、事実の摘示又は意見論評により、他社又は他社商品に関する肯定的な評価を行うこと

(6)不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、計算に用いた数値及び計算式を明示せずに、又は誤った計算により作成された料金表等により、当社又は当社商品が他社又は他社商品に比べ費用負担が大きいと示すこと

(7)不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、客観的な事実と公正な基準を明示しての比較に基づかず、ランキング等において当社又は当社商品を他社又は他社商品に比べ低い順位とすること(順位が優劣等の価値判断を含まない意味である場合を含む)

(8)情報発信が当社によるものと誤認させる表示

(9)当社が保有する著作権を侵害する表示

(10)その他前各号に準ずる内容

前各号は、第三者による発信や発言等の引用による場合を含むものとします。
また、前各号の一部が消費者契約法その他の法令に違反すること等により無効である場合にも、その余の部分の効力は妨げられないものとします。

【当社グループ会社一覧】

- (1) 株式会社 ALL CONNECT
- (2) その他グループ会社(<https://all-connect.jp/group/>)

2 前項に違反した場合、当社は契約者に対する情報発信の差止め及び損害賠償請求を行うことができるものとします。また、契約者は、当社によるサーバー会社その他サイト運営者に対する、発信された情報の削除請求に同意するものとします。本項に基づく請求は、名誉毀損その他の事由による契約者に対する法的措置の実施を妨げないものとします。

3 本条の規定は、契約終了後も1年間に限り、引き続きその効力を有するものとします。

(是正措置)

第74条 当社は、どんなときもWiFi契約者が以下のいずれかに該当すると認めた場合は、どんなときもWiFi契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

(1) 第72条（契約者の義務）第1項第4号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。

(2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

第75条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、会員契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該会員契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(通信の秘密の保護)

第76条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の取扱い)

第77条 本サービスの提供に当たり取得した個人情報の取り扱いに関する方針は、当社が公開する「プライバシーポリシー」において定めます。

2. どんなときもWiFi契約者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、どんなときもWiFi契約者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、又は契約者本人の同意を得ることを条件に、当社および提携事業者の用に供し又は第三者に提供することがあります。

3. どんなときも WiFi 契約者は、本サービスの運用のため、どんなときも WiFi 契約者の個人情報当社と提携事業者との間でやりとりされることに同意するものとします。
4. どんなときも WiFi 契約者は本サービスの適切な運用のため、提携事業者および運送会社等委託先会社との間で、どんなときも WiFi 契約者の個人情報及び ID 情報の授受を行うことを了承します。

(法令に規定する事項)

第 78 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(分離条項)

第 79 条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

(合意管轄)

第 80 条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第 81 条 本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(準拠法)

第 82 条 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国憲法によるものとします。

別記

本サービスの種類については、以下のとおりとします。その詳細は当社よりどんなときも WiFi 契約者に別途交付する各契約プランごとの書面（重要事項説明）または当社が指定するホームページに掲載するものとします。

2 契約者の地位の承継

相続によりどんなときも WiFi 契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

3 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 他人（甲を含みます。以下同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
- (11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (12) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (22) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為
- (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (26) 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為

料金表

通則

- 1 当社は、どんなときも WiFi 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、料金月（そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（端数処理）

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（前受金）

- 6 当社は、料金又は工事費について、どんなときも WiFi 契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（受取拒否・受取放置）

- 7 当社は、どんなときも WiFi 契約者が当社の Web サイトから注文した商品に対し正当な理由なく受取拒否を行い、または受取放置を行った場合は、その結果当社に生じた往復送料、事務手数料を請求する場合があります。

（料金等の請求）

- 8 本サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第 1 基本利用料

1 適用

基本利用料等の適用については、第 48 条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、以下のとおりとします。

2 料金表

(1) 基本利用料

料金プラン	どんなときもWiFi WiMAX5G スマートプラン
月額利用料	4,400円（税抜）[税額440円・税率10%]
事務手数料	3,000円（税抜）[税額300円・税率10%]
初期費用	0円
支払方法	クレジットカード/口座振替/請求書

※その他キャンペーンについてはご契約の内容をご確認下さい。

ア 契約開始月の月額利用料及び割引の金額は日割りとなります。

イ どんなときもWiFi 契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者）は、あらかじめ上表の料金種別を選択していただきます。

ウ 契約解除手数料は発生しません。

エ 適用の割引はお申込みの時期により、異なる場合がございます。詳しくは送付している「ご契約の内容」を必ずご確認ください。

オ 割引は全て回線基本料金の税抜額への適用となります。

各オプションの月額基本料金は次の通りとします。

端末補償	300円（税抜）[税額30円・税率10%]
端末補償プラス	500円（税抜）[税額50円・税率10%]
端末補償ワイド	700円（税抜）[税額70円・税率10%]

その他付属品の料金は、次の通りとします。

※付属品の料金は、初回のみ支払いとなります。

CA-004-WH	1,800円（税抜）[税額180円・税率10%]
Speed Wi-Fi 5G X11 クレードル	3,685円（税抜）[税額368円・税率10%]
Speed Wi-Fi 5G X12 クレードル	5,200円（税抜）[税額520円・税率10%]

その他（割引項目含む）

事務手数料無料	-3,000円(税抜) [税額-300円・税率10%]
---------	-----------------------------

※各種キャンペーン等で発生する請求や割引は、それぞれ適用条件がございます。

(2) ユニバーサルサービス料/電話リレーサービス料

(ユニバーサルサービス料)

令和5年3月時点、1契約ごとに月額

区分	ユニバーサルサービス料
料金額	2円

ア 電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてどんなときもWiFi契約者にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）または音声・FAX案内

（03-3539-4830：24時間受付）にてご確認下さい。

イ ユニバーサルサービス料については、第53条に定める端数処理の方法によらず処理されます。

ウ どんなときもWiFiの各プランについては、電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料が発生いたします。

(電話リレーサービス料)

令和5年3月時点、1契約ごとに月額

区分	電話リレーサービス料
料金額	1.1円

ア 電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、電話リレーサービス支援機関によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてどんなときもWiFi契約者にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「電話リレーサービス料」について詳しくは、一般財団法人日本財団リレーサービスのホームページをご確認ください。

（https://www.soumu.go.jp/main_content/000800197.pdf）

(3) プラスエリアモードオプション料等

1 適用

プラスエリアモードオプション料の適用については、第50条（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料等の適用	
(1) プラスエリアモードオプション料の適用除外	どなたときもWiFi 契約者は、auスマートバリュー又は自宅セット割の判定用回線として指定があった契約者回線について、判定用回線としての適用を受けている料金月のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。

2 料金額

1 通常料金契約ごとに月額	
区分	プラスエリアモードオプション料
料金額	1,000 円 (税抜) [税額 100 円・税率 10%]

(4) au スマートバリュー等の適用による総量規制の取扱い

ア 当社は、本サービスの適用を受けている契約者回線（au スマートバリュー又は自宅セット割(それぞれ提携事業者が提供する電気通信サービスに係る料金の割引であって、当社所定のものを行います。以下同じとします。)の判定用回線として指定があり、その適用を受けているものに限り、)について、次表に定める加算データ量を第 44 条（通信利用の制限等）に定める総量速度規制データ量に加算して、送料速度規制を行います。

加算データ量
32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)

イ アの取扱いを受けている契約者回線のどなたときもWiFi 契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出のあった住所又は居所から異動することはできません。

ウ 当社は、イの規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、当社所定の基本使用料の料金種別への変更を行います。

第 2 契約解除手数料

1 適用

どなたときもWiFi WiMAX5G スマートプランは契約期間によらず、契約解除手数料は発生いたしません。

2 端末未返却時の損害金

どなたときもWiFi WiMAX5G スマートプランの契約を解除するには、電話または契約者専用サイトからの解除通知と当社より賃貸したレンタル端末一式の返却が必要です。なお、解除後のレンタル端末一式は、解除月の翌月 7 日までにヤマト運輸の「デジタル返品・発送サービス」をご利用いただき当社へ返却することとし、返却期限までに返却がない場合や、返却時に破損・故障が見られる場合、以下のレンタル端末一式の返却に欠品がある場合は、下記の内容の機器損害金を当社に支払うものとします。

項目	返却期限までに未返却時の損害金(不課税)
レンタル端末、SIM	27,720円(不課税)
USB ケーブル	1,000円(不課税)
その他備品(外箱・操作ガイド)	500円(不課税)
AC アダプタ(ホームルーター)	2,000円(不課税)
Ethernet ケーブル (ホームルーター 5G L11、L13)	1,000円(不課税)

第3 手続に関する料金

1 適用

手続に関する料金の適用については、第59条(手続に関する料金の支払義務)の規定による他、以下のとおりとします。

手続に関する料金は、以下のとおりとします。

区分	契約事務手数料
内容	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

区分	UIM カード再発行手数料
内容	UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

区分	WiMAX 機器登録料
----	-------------

内容	通常料金契約に係る WiMAX 機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
----	--

2 料金額

区分	契約事務手数料
単位	1通常料金契約ごとに
料金額	3,000円（税抜）[税額300円・税率10%]

区分	UIM カード再発行手数料
単位	1枚ごとに
料金額	2,000円（税抜）[税額200円・税率10%]

区分	WiMAX 機器登録料
単位	1登録ごとに
料金額	100円（税抜）[税額10円・税率10%]

区分	再開手数料
単位	1登録ごとに
料金額	3,000円（税抜）[税額300円・税率10%]

区分	WiMAX 機器代金
----	------------

単位	1利用契約ごとに
料金額	別に規定する代金

区分	請求書発行手数料
単位	1請求書発行ごとに発生
料金額	300円（税抜）[税額300円・税率10%]

区分	口座振替手数料
単位	初月を除く毎月ごとに発生 ※ 引落しが出来なかった場合も発生いたします。 ※ 振込みが必要な場合、別途費用が発生いたします。
料金額	200円（税抜）[税額20円・税率10%]

区分	代引手数料
単位	1代引きごとに
料金額	300円（税抜）[税額30円・税率10%]

区分	NP 後払い事務手数料
単位	1端末お届けごとに
料金額	500円（税抜）[税額50円・税率10%]

請求書の発行に伴う督促手数料

発行 1 回ごとに

区分	督促手数料/請求書発行手数料（督促）/請求書払い手数料/コンビニ手数料
料金額	300円（税抜）[税額30円・税率10%]

第 4 どんなときも WiFi WiMAX5G スマートプランサービスを提供する会社

株式会社グッド・ラック

届出番号(電気通信事業者)：第 D-27-00408 号

登録番号(適格請求書発行事業者)：第 T7-2100-0100-9673 号

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）
技術的条件	-

2 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

(1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

- (2)他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3)他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4)他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5)他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6)他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7)他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8)猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9)無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10)インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11)有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12)売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13)他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14)犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15)その他法令に違反する行為
- (16)(1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

令和5年11月1日制定

令和6年2月27日改定